

別紙特2

(協定第4条第3項及び第5条第3項関連)

(機構法第13条第1項第3号、4号及び5号に定める協定記載事項)

都道首都高速1号線等に関する

特定更新等工事の内容及び工事に要する費用に係る債務引受限度額(修繕)

1. 工事の内容

(1) 機構法第13条第1項第3号に規定する先行特定更新等工事の路線名及び工事の区間

(イ)路線名	(ロ)工事の区間	
	起点	終点
銀座・京橋出入口付近		
都道首都高速1号線	東京都中央区築地五丁目	東京都中央区八丁堀三丁目
池尻・三軒茶屋出入口付近		
都道首都高速3号線	東京都目黒区大橋二丁目	東京都世田谷区太子堂二丁目
その他(上記を除く区間)		
都道首都高速1号線	台東区北上野一丁目	大田区羽田旭町
都道首都高速2号線	中央区銀座八丁目	品川区戸越一丁目
都道首都高速2号線分岐線	港区麻布十番四丁目	港区六本木三丁目
都道首都高速3号線	千代田区隼町	世田谷区砧公園
都道首都高速4号線	中央区八重洲二丁目	杉並区上高井戸三丁目
都道首都高速5号線	千代田区一ツ橋一丁目	板橋区三園一丁目
都道首都高速6号線	中央区日本橋兜町	足立区加平二丁目
都道首都高速7号線	墨田区千歳一丁目	江戸川区谷河内二丁目
都道首都高速9号線	中央区日本橋箱崎町	江東区辰巳二丁目
都道首都高速11号線	港区海岸二丁目	江東区有明二丁目
都道高速湾岸線	大田区羽田空港三丁目	江戸川区臨海町六丁目
都道高速横浜羽田空港線	大田区羽田二丁目	大田区羽田旭町
神奈川県道高速横浜羽田空港線	横浜市中区本牧ふ頭	川崎市川崎区殿町一丁目
神奈川県道高速湾岸線	横浜市金沢区並木三丁目	川崎市川崎区浮島町
横浜市道高速1号線	横浜市西区高島二丁目	横浜市神奈川区三ツ沢西町
横浜市道高速2号線	横浜市中区元町	横浜市保土ヶ谷区狩場町
横浜市道高速湾岸線	横浜市中区本牧ふ頭	横浜市鶴見区生麦二丁目
千葉県道高速湾岸線	浦安市舞浜	市川市高谷

(2) 機構法第13条第1項第4号に規定する後行特定更新等工事の路線名及び工事の区間

(イ)路線名	(ロ)工事の区間	
	起点	終点
羽田トンネル付近		
都道首都高速1号線	大田区大森南五丁目	大田区東糀谷六丁目
その他(上記を除く区間)		
都道首都高速1号線	台東区北上野一丁目	大田区羽田旭町
都道首都高速2号線	中央区銀座八丁目	品川区戸越一丁目
都道首都高速3号線	千代田区隼町	世田谷区砧公園
都道首都高速4号線	中央区八重洲二丁目	杉並区上高井戸三丁目
都道首都高速5号線	千代田区一ツ橋一丁目	板橋区三園一丁目
都道首都高速6号線	中央区日本橋兜町	足立区加平二丁目
都道首都高速7号線	墨田区千歳一丁目	江戸川区谷河内二丁目
都道首都高速9号線	中央区日本橋箱崎町	江東区辰巳二丁目
都道首都高速葛飾江戸川線	江戸川区臨海町六丁目	葛飾区四つ木三丁目
都道高速湾岸線	大田区羽田空港三丁目	江戸川区臨海町六丁目
都道高速葛飾川口線	足立区足立一丁目	足立区入谷三丁目
都道高速足立三郷線	足立区加平一丁目	足立区神名町一丁目
神奈川県道高速横浜羽田空港線	横浜市中区本牧ふ頭	川崎市川崎区殿町一丁目
埼玉県道高速葛飾川口線	川口市東領家五丁目	川口市大字西新井宿字北田
埼玉県道高速足立三郷線	八潮市大字浮塚字中ノ島	三郷市番匠免二丁目
横浜市区道高速1号線	横浜市区高島二丁目	横浜市神奈川区三ツ沢西町
横浜市区道高速2号線	横浜市中区元町	横浜市保土ヶ谷区狩場町
千葉県道高速湾岸線	浦安市舞浜	市川市高谷

(3) 工事内容

工事名	都道首都高速1号線等に関する先行特定更新等工事			都道首都高速1号線等に関する後行特定更新等工事	
	(銀座・京橋出入口付近) 擁壁の造り替えを実施する。	(池尻・三軒茶屋出入口付近) 床版の造り替えを実施する。	(その他(左記を除く区間)) 損傷、腐食その他の劣化等に対して 構造物全体の修繕を実施する。 ・コンクリート構造物の剥落防止対策、炭素 繊維補強、鋼板補強等 ・鋼構造物の疲労亀裂補修、当て板補強、塗 装の高耐久化等 ・SFRC舗装、床版防水工等 ・支承等の取替え ・その他(維持管理困難箇所への恒久足場の 設置等)	(羽田トンネル付近) トンネル中床版等の造り替え及びその 他の劣化に対する構造物全体の修繕 を実施する。	(その他(左記を除く区間)) 損傷、腐食その他の劣化等に対して 構造物全体の修繕を実施する。 ・コンクリート構造物の剥落防止対策、炭素 繊維補強、鋼板補強等 ・鋼構造物の疲労亀裂補修、当て板補強、塗 装の高耐久化等 ・SFRC舗装、床版防水工等 ・支承等の取替え ・その他(維持管理困難箇所への恒久足場の 設置等)
道路の区分	第2種第2級(道路構造令)	第2種第2級(道路構造令)	—	第2種第2級(道路構造令)	—
延長	1.5キロメートル	1.5キロメートル	55.2キロメートル	0.3キロメートル	21.3キロメートル
設計速度	60キロメートル/時	60キロメートル/時	—	60キロメートル/時	—
設計自動車荷重	245kN(B活荷重)	245kN(B活荷重)	—	245kN(B活荷重)	—
車線の幅員	3.25メートル	3.25メートル	—	3.25メートル	—
車線数	工事施工	4車線	4車線	—	4車線
	用地買収	4車線	—	—	—
路肩の標準幅員	往復分離しない区間(メートル)	左側:1.25	—	—	—
	往復分離する区間(メートル)	—	左側:1.25、右側:0.75、計:2.00	—	左側:1.25、右側:0.75、計:2.00
付加車線の標準幅員	—	—	—	3.25メートル	—
中央帯の標準幅員	2.00メートル	—	—	—	—
他の道路との接続位置及び接続の方法 (他の道路の路線名、接続位置、接続の方法、備考)	・特別区道第640号線、中央区築地二丁 目、立体接続、新富町入口(仮称) 廃止する他の道路との接続位置及び接 続の方法 ・特別区道第640号線、中央区築地二丁 目、立体接続、新富町出口 ・特別区道第625号線、中央区新富一丁 目、立体接続、京橋入口	—	—	—	—
工事予算	62,693百万円	71,327百万円	253,519百万円	75,548百万円	230,072百万円
債務引受限度額(消費税込み)	85,523百万円	80,553百万円	280,616百万円	114,360百万円	265,650百万円
工事の着手(予定)年月日	平成27年4月1日	平成27年4月1日	平成26年12月1日	令和6年4月1日(予定)	令和6年4月1日(予定)
工事の完成予定年月日	令和18年3月31日	令和10年3月31日	令和11年3月31日	令和21年3月31日	令和18年3月31日